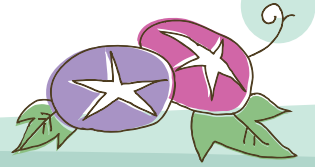




お豆大好き  
ひらりちゃん

# あんしんサポートあらかわに 相談してみませんか



## あんしんサポートあらかわとは

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、福祉サービスや成年後見制度の利用に関する相談やお手伝いを行っています。

こんなことでお困りではないですか？



そもそも、成年後見制度ってどういうもの？

成年後見制度の基礎的な内容について社協職員が説明します。



成年後見制度 説明会		
開始時間 午後1時30分		
8月7日(水)	11月6日(水)	2月5日(水)
9月4日(水)	12月4日(水)	3月4日(水)
10月2日(水)	1月8日(水)	

任意後見制度のことをもっと詳しく知りたい。

母親の後見人をしているが、家庭裁判所に提出する報告書の作成について教えてもらいたい。



■親族後見人となった際の役割 ■任意後見、法定後見 について司法書士が説明します。

司法書士 説明会			
開始時間 午後2時			
親族	8月21日(水)	11月20日(水)	2月19日(水)
任意	9月18日(水)	12月18日(水)	3月18日(水)
法定	10月16日(水)	1月15日(水)	

親族：親族が後見人になった際に行う書類作成等の手続きの説明。  
任意（任意後見制度）：将来の判断能力が低下した場合に備えた契約。  
法定（法定後見制度）：判断能力の低下にともない利用。

父親の後見人になるために手続きをしようと準備しているが、わからないことがあるので専門家に相談したい。



司法書士が、具体的な事情に対して回答をする個別相談があります。

司法書士相談	
開始時間 午後2時	
8月13日・27日(火)	12月10日・24日(火)
9月10日・24日(火)	1月14日・28日(火)
10月8日・22日(火)	2月18日・25日(火)
11月12日・26日(火)	3月10日・24日(火)

子どもが利用している通所の障がい者施設のプログラム内容に不満があるが、どこに相談したらいいの？



福祉サービスに対しての苦情解決として弁護士がご相談にのります。

兄弟不仲のため、親が亡くなったときに相続のこともめごとが起こらないようにするために、どのような準備が必要か？



相続等の困りごとに対して、弁護士がご相談にのります。

弁護士相談		
開始時間 午後2時		
8月22日(木)	11月28日(木)	2月27日(木)
9月26日(木)	12月26日(木)	3月26日(木)
10月24日(木)	1月23日(木)	

説明会への参加や司法書士・弁護士相談は予約制です。事前にお電話もしくはFAX、E-MAILでお申し込みください。

相談は無料です！



あんしんサポートあらかわ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

TEL：03-3802-3396 FAX：03-3891-5290 E-MAIL：anshinsupport@arakawa-shakyo.or.jp